

永住外国人への地方参政権付与の法制化に慎重な対応を求める意見書

政府・与党では、通常国会に永住外国人に対して地方参政権を付与する法案を提出する動きがある。

我が国に在住する外国人に対する地方行政のあり方については、外国人住民の考え方や要望などを積極的に吸収する仕組みづくりに工夫が必要ではあるが、永住外国人への地方参政権付与については民主主義の根幹にかかわる重大な問題である。

日本国憲法第15条第1項においては「公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である」と規定され、また第93条第2項においては「地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する」と規定されている。

また、平成7年2月28日の最高裁判所判決では「憲法が選挙権を保障しているのは日本国民で、その保障は外国人には及んでいない」とし、「それは地方選挙も同様で、第93条第2項の住民とは日本国民を指す」と指摘しており、永住外国人への地方参政権付与は憲法上問題があると考えざるを得ない。

さらに、地方自治体は、有事における国民保護・周辺事態への対応等安全保障をはじめ、教育など国家の存立に関わる事柄に深く関与しており、永住外国人に地方参政権を付与した場合、地方行政への影響はもちろんのこと、国政にも大きな混乱を招きかねない。

よって、国においては、法案を提出・審議する場合には、国民の幅広い議論を喚起するとともに地方の意見を十分に尊重し、拙速に結論を出すことのないよう、慎重に対応することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成22年3月19日

徳島県議会議長 藤 田 豊